

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数(令和4年4月1日現在)

行政職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		うち再任用		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(人)	(%)	段階	
1級	主事又は技師の職務	2,590	24.3	主事	2,005					
				技師	326					
				児童福祉司	89					
				心理判定員	1					
				児童心理司	70					
				精神保健福祉相談員	8					
				計量員	3					
				職業訓練指導員	11					
				普及指導員	2					
				普及技術員	49					
				無線通信士	2					
				文化財主事	12					
				司書	5					
				通訳翻訳員	2					
少年補導専門員	4									
相談専門員	1									
	計	2,590	(0)							
2級	高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務	1,552	14.6	主事	1,017					
				技師	333					
				児童福祉司	80					
				児童相談員	5					
				心理判定員	2					
				児童心理司	32					
				精神保健福祉相談員	1					
				計量員	1					
				職業訓練指導員	12					
				普及指導員	29					
				普及技術員	18					
				無線通信士	2					
				文化財主事	8					
				司書	7					
書記	2									
航空機整備員	3									
	計	1,552	(0)							
3級	副主査の職務	1,749	16.4	副主査	1,565					
				農業大学校講師	5					
				身体障害者福祉司	1					
				知的障害者福祉司	2					
				児童福祉司	56					
				児童相談員	10					
				心理判定員	1					
				児童心理司	12					
				精神保健福祉相談員	10					
				計量員	1					
				職業訓練指導員	4					
				普及指導員	39					
				普及技術員	1					
				無線通信士	2					
				指導主事	2					
				社会教育主事	1					
				管理主事	1					
				研究指導主事	6					
				文化財主事	4					
司書	5									
主任書記	5									
主任通訳翻訳員	6									
主任航空機整備員	1									
主任少年補導専門員	8									
主任相談専門員	1									
	計	1,749	(22)							
4級	1 係長の職務 2 主査の職務 3 出先機関の課長の職務	1,586	14.9	副主査	31					
				主任自動車運転免許試験員	6					
				主任通訳翻訳員	4					
				主任少年補導専門員	3					
				主査	1,206					
				係長	95					
				守衛長	1					
				地域振興事務所課長	10					
				県税事務所課長	13					
				博物館課長	1					
				農業大学校講師	4					
				上席児童福祉司	26					
				上席児童相談員	4					
				上席児童心理司	12					
				上席精神保健福祉相談員	12					
				上席計量員	2					
				上席職業訓練指導員	3					
				上席普及指導員	24					
				上席無線通信士	5					
				図書館課長	2					
				子どもと親のサポートセンター課長	1					
				指導主事	43					
				社会教育主事	5					
				管理主事	18					
				研究指導主事	30					
				上席文化財主事	4					
				上席司書	3					
上席書記	1									
上席通訳翻訳員	4									
上席航空機整備員	1									
上席少年補導専門員	11									
上席相談専門員	1									
	計	1,586	(183)							

職務の級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		うち再任用		職制上の段階	
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(人)	(%)	段階
5級	1 班長の職務	1,890	17.8	主査	21	(182)			
	2 副主幹の職務			1					
	3 出先機関の相当困難な業務を行う課長の職務			1					
				1					
				1					
				1					
				3					
				2					
				1					
				344					
				644					
				52					
				4					
				3					
				17					
				14					
				2					
				4					
				4					
				1					
				1					
				11					
				8					
				1					
				3					
				6					
				2					
				4					
				72					
				7					
				2					
				4					
				4					
				7					
				2					
				2					
				4					
				1					
				3					
				11					
				2					
				1					
				20					
	1								
	1								
	8								
	2								
	12								
	51								
	2								
	1								
	11								
	309								
	47								
	5								
	39								
	35								
	10								
	3								
	17								
	1								
	28								
	2								
	2								
	1								
	4								
	計	1,890	(236)						
	1 副課長の職務			副主幹	1				
	2 主幹の職務			1					
	3 出先機関の長又は次長の職務			36					
	4 出先機関の困難な業務を行う課長の職務			3					
				1					
				229					
				2					
				182					
				2					
				7					
				16					
				7					
				3					
				1					
				1					
				2					
				1					
				1					
				4					
				3					
				2					
				1					
				1					
	2								
	1								

職務 の級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		うち再任用		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(人)	(%)	段階	
6級		928	8.7	東京事務所次長	1					
				地域振興事務所次長	7					
				県税事務所次長	20					
				自動車税事務所次長	2					
				旅券事務所次長	1					
				男女共同参画センター次長	1					
				健康福祉センター副センター長	32					
				衛生研究所次長	1					
				児童相談所次長	6					
				生実学校次長	1					
				富浦学園次長	1					
				女性サポートセンター次長	1					
				看護専門学校副校長	4					
				食肉衛生検査所次長	1					
				消費者センター次長	1					
				計量検定所次長	1					
				高等技術専門学校副校長	6					
				農業事務所次長	29					
				林業事務所次長	6					
				漁港事務所次長	4					
				土木事務所次長	33			886	8.3	副課長
				港湾事務所次長	5					
				北千葉道路建設事務所次長	2					
				一宮川改修事務所次長	2					
				区画整理事務所次長	6					
				下水道事務所次長	8					
				地域振興事務所課長	20					
				文書館課長	2					
				消防学校課長	3					
				健康福祉センター課長	6					
				障害者相談センター課長	1					
				保健医療大学課長	2					
				農業事務所課長	34					
				農林総合研究センター課長	3					
				農業大学校課長	1					
				林業事務所課長	3					
				土木事務所課長	26					
				区画整理事務所課長	3					
				下水道事務所課長	3					
				美術館副館長	2					
				博物館副館長	2					
				博物館部長	1					
				博物館分館長	1					
				児童相談所支所長	1					
				林業事務所支所長	1					
				農業大学校教授	5					
				土木事務所出張所長	7					
				教育事務所次長	5					
				教育事務所課長	10					
				教育事務所指導室長	5					
さわやかちば県民プラザ副所長	1									
図書館長	2									
図書館副館長	3									
総合教育センター次長	2									
総合教育センター部長	4									
事務主幹	14									
主席指導主事	25									
主席管理主事	7									
主席研究指導主事	5									
管理官	18			(2)						
会計官	7									
				計	928	(2)				
7級	1 本庁の課長の職務 2 副参事又は副技監の職務 3 出先機関の困難な業務を行う次長の職務 4 相当困難な業務を行う出先機関の長の職務	231	2.2	本庁の課長	100					
				総務ワークステーション所長	1					
				出納局長	1					
				担当課長	6					
				副参事	35					
				副技監	14					
				事務局長	1					
				県税事務所長	5					
				自動車税事務所長	1					
				旅券事務所長	1					
				男女共同参画センター所長	1					
				児童相談所長	3					
				女性サポートセンター所長	1					
				計量検定所長	1					
				農業事務所長	7					
				林業事務所長	2					
				土木事務所長	12					
				港湾事務所長	1					
				一宮川改修事務所長	1					
				区画整理事務所長	3			231	2.2	本庁の課長
				下水道事務所長	2					
				看護専門学校長	1					
				高等技術専門学校長	2					
				地域振興事務所次長	3					
				環境研究センター次長	1					
				産業支援技術研究所次長	1					
				農林総合研究センター次長	1					
				畜産総合研究センター次長	1					
				水産総合研究センター次長	1					
				文書館副館長	1					
				博物館副館長	2					
				消防学校副校長	1					
				農業大学校副校長	1					
教育事務所長	5									
子どもと親のサポートセンター所長	1									
運転免許センター長	1									
理事官	8									
首席師範	1									
				計	231	(0)				

職務 の級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		うち再任用		職制上の段階	
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(人)	(%)	段階
8級	1 本庁の次長の職務 2 参事又は技監の職務 3 本庁の困難な業務を行う課長の職務 4 困難な業務を行う出先機関の長の職務	81	0.8	水産局長	1	75	0.7	本庁の次長	
				環境対策監	1				
				本庁の次長	25				
				参事	1				
				技監	2				
				本庁の課長	13				
				東京事務所長	1				
				地域振興事務所長	10				
				県税事務所長	1				
				消費者センター所長	1				
				美術館長	1				
				博物館長	2				
				農業事務所長	3				
				林業事務所長	1				
				土木事務所長	3				
				港湾事務所長	1				
				文書館長	1				
				消防学校長	1				
				農業大学校長	1				
				保健医療大学事務局長	1				
学校危機管理監	1								
さわやかちば県民プラザ所長	1								
図書館長	1								
総合教育センター所長	1								
教育庁部長	2								
参事官	4								
	計	81	(0)						
9級	1 本庁の部長の職務 2 担当部長の職務 3 理事の職務	19	0.2	デジタル改革推進局長	1	25	0.2	担当部長	
				スポーツ・文化局長	1				
				都市整備局長	1				
				会計管理者	1				
				担当部長	8				
				理事	1				
				局長	4				
教育次長	2								
	計	19	(0)						
10級	知事の事務部局の本庁の部長の職務	8	0.1	本庁の部長	8	8	0.1	本庁の部長	
	合計	10,634 (443)	100.0		8	(0)			

注) 合計欄及び内訳欄のカッコ書きの人数については、再任用職員を内数として記載

備考

この表において「本庁」とは、知事の事務部局の本庁のほか、教育庁の本庁、議会、人事委員会、監査委員及び労働委員会の事務局並びに警察本部をいい、「出先機関」とは、知事の事務部局及び教育庁の出先機関をいう。

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数(令和4年4月1日現在)

公安職給料表

千葉県警察

職制上の段階	人数	級	人数	うち再任用	警察本部	署	警察学校	千葉市警察部
巡査	3,754 人	1	1,400 人	人	伝令(巡査の階級に限る。) 巡査長 係員 班員 分隊員 勤務員	巡査長 係員		
		2	1,259 人	人				
		3	851 人	人				
		4	244 人	人				
巡査部長	3,183 人	3	1,606 人	人	主任 分隊長 伝令(巡査部長の階級に限る。)	主任	主任	
		4	1,577 人	(59) 人				
警部補	2,863 人	4	1,701 人	(8) 人	係長 班長 伝令長(警部補の階級に限る。) 小隊長	課長(警部補の階級に限る。) 課長代理 係長 班長	係長	係長
		5	1,005 人	(86) 人				
		6	157 人	(51) 人				
警部	617 人	5	197 人	人	課長代理(警部の階級に限る。) 所長代理(警部の階級に限る。) センター長代理(警部の階級に限る。) 副隊長(警部の階級に限る。) 調査官 課長補佐 室長補佐 師範 隊長補佐 中隊長	次長(警部の階級に限る。) 幹部交番所長(警部の階級に限る。) 調査官 課長(警部の階級に限る。) 幹部交番副所長(警部の階級に限る。)	調査官 課長	課長代理
		6	343 人	人				
		7	77 人	人				
警視	265 人	7	100 人	人	参事官 運転免許本部長 課長 副長 所長 センター長 隊長 広報官 人事企画官 監察官 理事官 管理官 課長代理(警視の階級に限る。) 室長代理(警視の階級に限る。) センター長代理(警視の階級に限る。) 副隊長(警視の階級に限る。)	署長 副署長 地域交通官(警視の階級に限る。) 地域官(警視の階級に限る。) 刑事官(警視の階級に限る。) 交通官(警視の階級に限る。) 幹部交番所長(警視の階級に限る。)	副校長 部長	千葉市警察部長 課長
		8	114 人	人				
		9	51 人	人				
計			10,682 人	(204) 人				

※千葉県警察本部から知事部局に向向している職員数

任命権者:千葉県警察本部長  
警務部警務課人事第一係  
043-201-0110(内線:2693)

知事部局※

人数	級	人数	うち再任用
0 人	1	人	人
	2	人	人
	3	人	人
	4	人	人
0 人	3	人	人
	4	人	人
12 人	4	8 人	人
	5	3 人	(1) 人
	6	1 人	(1) 人
6 人	5	人	人
	6	5 人	人
	7	1 人	(1) 人
6 人	7	3 人	(2) 人
	8	3 人	(3) 人
	9	人	人
計		24 人	(8) 人

(参考)

公安職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	巡査の行う職務
2級	1 巡査長の行う職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする巡査の行う職務
3級	1 主任の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする巡査長の行う職務
4級	1 警察署の課長の職務 2 係長の職務 3 困難な業務を担当する主任の職務
5級	1 警察本部の課長補佐の職務 2 警察署の相当困難な業務を所掌する課長の職務 3 困難な業務を分掌する係長の職務
6級	1 警察本部の課長代理の職務 2 警察署の次長の職務 3 調査官の職務 4 警察本部の困難な業務を所掌する課長補佐の職務 5 警察署の困難な業務を所掌する課長の職務 6 特に困難な業務を分掌する係長の職務
7級	1 警察本部の課長、理事官又は管理官の職務 2 警察署の署長又は副署長の職務 3 警察本部の困難な業務を所掌する課長代理の職務 4 警察署の困難な業務を所掌する次長の職務
8級	1 警察本部の困難な業務を所掌する課長又は理事官の職務 2 相当複雑、困難な業務を所掌する警察署の署長の職務
9級	1 警察本部の部長又は参事官の職務 2 複雑、困難な業務を所掌する警察署の署長の職務

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数(令和4年4月1日現在)

教育職給料表(一)

職務の級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		うち再任用 (人)	職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)		(人)	(%)	段階
1級	大学の助教又は助手の職務	22	26.8	助手	1	(0)	1	1.2	助手
				助教	21		21	25.6	助教
				計	22				
2級	大学の講師の職務	15	18.3	講師	15	(0)	15	18.3	講師
				計	15				
3級	大学の准教授の職務	21	25.6	准教授	21	(0)	21	25.6	准教授
				計	21				
4級	大学の学長又は教授の職務	24	29.3	教授	23	(0)	23	28.1	教授
				学長	1		1	1.2	学長
				計	24				
合計		82	100.0						

注)合計欄及び内訳欄のカッコ書きの人数については、再任用職員を内数として記載

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数(令和4年4月1日現在)

教育職給料表(二)

職務の級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		うち再任用		職制上の段階	
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 高等学校の助教諭、養護助教諭、講師(任用の期限を付さない講師を除く。) 又は実習助手の職務 2 特別支援学校の助教諭、養護助教諭、講師(任用の期限を付さない講師を除く。)、 実習助手又は寄宿舎指導員の職務 3 義務教育学校、中学校又は小学校の助教諭、養護助教諭 又は講師(任用の期限を付さない講師を除く。)の職務	3,019	8.5	講師	2,645		3,019	8.5	講師
				実習助手	284				
				寄宿舎指導員	90				
				計	3,019	(0)			
2級	高等学校、特別支援学校、義務教育学校、中学校又は小学校の 教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師(任用の期限を付さない講師に限る。)の職務	29,869	84.1	教諭	28,020	(2,730)	29,869	84.1	教諭
				養護教諭	1,357	(48)			
				栄養教諭	276	(5)			
				実習助手	130	(32)			
				寄宿舎指導員	14	(1)			
指導主事	72								
計	29,869	(2816)							
3級	高等学校、特別支援学校、義務教育学校、中学校又は小学校の 主幹教諭の職務	230	0.7	主幹教諭	229		230	0.7	主幹教諭
				指導主事	1				
				計	230	(0)			
4級	高等学校、特別支援学校、義務教育学校、中学校又は小学校の 副校長又は教頭の職務	1,273	3.6	副校長	35		1,273	3.6	教頭
				教頭	1,213				
				指導主事	25				
				計	1,273	(0)			
5級	高等学校、特別支援学校、義務教育学校、中学校又は小学校の 校長の職務	1,106	3.1	校長	1,106	(25)	1,106	3.1	校長
				計	1,106	(25)			
合計		35,497	100.0			(2,841)			

注) 合計欄及び内訳欄のカッコ書きの人数については、再任用職員を内数として記載

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数(令和4年4月1日現在)

研究職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		うち再任用 (人)	職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)		(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	1	0.2	技師	1	(0)	1	0.2	技師
				計	1				
2級	研究員の職務	89	21.4	研究員	89	(0)	161	38.7	研究員
				計	89				
3級	1 上席研究員の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする研究員の職務	144	34.6	研究員 上席研究員 専門研究員 主任研究員	72 52 8 12	(14)	73	17.6	上席研究員
				計	144	(14)			
4級	1 試験研究機関の長、次長又は室長の職務 2 主席研究員の職務 3 試験研究機関の課長の職務 4 主任上席研究員の職務	176	42.3	上席研究員 主任上席研究員 博物館課長 美術館課長 科長 課長補佐 専門研究員 衛生研究所次長 産業支援技術研究所次長 農林総合研究センター研究所長 畜産総合研究センター研究所長 水産総合研究センター研究所長 博物館部長 衛生研究所室長 環境研究センター室長 産業支援技術研究所室長 農林総合研究センター室長 畜産総合研究センター室長 水産総合研究センター室長 主幹 主席研究員 管理官 環境研究センター次長 農林総合研究センター次長 畜産総合研究センター次長 水産総合研究センター次長 農林総合研究センター研究所長	1 76 5 1 12 1 5 1 2 2 3 3 2 2 6 4 5 17 3 4 4 14 1 1 1 1 1	(28) (1)	100	24.0	主任上席研究員
				計	176	(29)	70	16.8	出先機関の室長
							5	1.2	出先機関の次長
5級	困難な研究を行う試験研究機関の長の職務	6	1.5	衛生研究所長 環境研究センター長 産業支援技術研究所長 農林総合研究センター長 畜産総合研究センター長 水産総合研究センター長	1 1 1 1 1 1		6	1.5	出先機関のセンター長
				計	6	(0)			
	合計	416 (43)	100.0						

注) 合計欄及び内訳欄のカッコ書きの人数については、再任用職員を内数として記載

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数(令和4年4月1日現在)

医療職給料表(一)

職務の級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		うち再任用 (人)	職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)		(人)	(%)	段階
1級	医師又は歯科医師の職務	2	6.5	医師	2	(0)	2	6.5	医師
				計	2				
2級	1 主任医師又は主任歯科医師の職務 2 医師又は歯科医師である主査の職務 3 医師又は歯科医師である副主幹の職務	1	3.2	副主査	1	(0)	1	3.2	主任医師
				計	1				
3級	1 医師又は歯科医師である主幹の職務 2 出先機関の長の職務	12	38.7	主幹	9	(0)	9	29.0	主幹
				健康福祉センター長	3				
4級	困難な業務を行う出先機関の長の職務	16	51.6	技監	8	(0)	19	61.3	出先機関の センター長
				健康福祉センター長 精神保健福祉センター長	7 1				
合計		31	100.0	計	16	(0)			

注) 合計欄及び内訳欄のカッコ書きの人数については、再任用職員を内数として記載

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数(令和4年4月1日現在)

医療職給料表(二)

職務の級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		うち再任用 (人)	職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)		(人)	(%)	段階
1級	栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士又は作業療法士である技師の職務	55	10.0	技師	55	(0)	200	36.4	技師
				計	55	(0)			
2級	1 薬剤師、獣医師又は管理栄養士である技師の職務 2 高度の技術、知識又は経験を必要とする栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士又は作業療法士である技師の職務	145	26.4	技師	145	(0)			
				計	145	(0)			
3級	主任技師の職務	45	8.2	主任技師	45	(0)	45	8.2	主任技師
				計	45	(0)			
4級	専門員の職務	98	17.8	専門員	98	(3)	98	17.8	専門員
				計	98	(3)			
5級	上席専門員の職務	91	16.5	上席専門員	91	(12)	93	16.9	上席専門員
				計	91	(12)			
6級	出先機関の次長又は課長の職務	114	20.7	上席専門員	2	(17)	81	14.7	出先機関の 課長
				健康福祉センター課長	21				
				衛生研究所課長	1				
				食肉衛生検査所課長	8				
				家畜保健衛生所課長	7				
				動物愛護センター支所長	1				
				副主幹	43				
				動物愛護センター所長	1				
				食肉衛生検査所所長	2				
				家畜保健衛生所所長	3				
				動物愛護センター次長	1				
				食肉衛生検査所次長	3				
				家畜保健衛生所次長	5				
健康福祉センター課長	12								
健康福祉センター支所長	1								
主幹	3								
	計	114	(20)						
7級	出先機関の長の職務	1	0.2	家畜保健衛生所所長	1	(0)	2	0.4	出先機関の 所長
				計	1	(0)			
8級	困難な業務を行う出先機関の長の職務	1	0.2	食肉衛生検査所所長	1	(0)			
				計	1	(0)			
	合計	550	100.0						
		(35)							

注) 合計欄及び内訳欄のカッコ書きの人数については、再任用職員を内数として記載

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数(令和4年4月1日現在)

医療職給料表(三)

職務の級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		うち再任用 (人)	職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)		(人)	(%)	段階
1級	准看護師である技師の職務	1	0.5	技師	1				
				計	1	(0)			
2級	1 保健師である技師の職務 2 看護師である技師の職務 3 相当高度の技術、知識又は経験を必要とする准看護師である技師の職務	90	41.5	技師 助手 保健師	81 6 3		91	42.0	技師
				計	90	(0)			
3級	1 主任保健師又は主任看護師の職務 2 高度の技術、知識又は経験を必要とする准看護師である技師の職務	27	12.4	講師 主任保健師 主任看護師	5 21 1		55	25.3	主任保健師
				計	27	(0)			
4級	1 主査の職務 2 高度の技術、知識又は経験を必要とする主任保健師又は主任看護師の職務	65	30.0	主任保健師 主任看護師 主査 講師	27 1 24 13	(1) (3) (1)	37	17.1	主査
				計	65	(5)			
5級	1 出先機関の課長の職務 2 副主幹の職務	30	13.8	主任保健師 主任看護師 主査 健康福祉センター課長 准教授 副主幹 課長補佐	1 1 2 9 9 7 1	(3)	2 2 26	0.9 0.9 12.0	主任保健師 主査 出先機関の課長
				計	30	(3)			
6級	困難な業務を行う出先機関の課長の職務	4	1.8	健康福祉センター課長	4		4	1.8	地域保健課長
				計	4	(0)			
7級	特に困難な業務を行う出先機関の課長の職務	0	0.0				0	0.0	
				計	0	(0)			
	合計	217	100.0						
		(8)							

注) 合計欄及び内訳欄のカッコ書きの人数については、再任用職員を内数として記載

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数(令和4年4月1日現在)

海事職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		うち再任用 (人)	職制上の段階			
		(人)	(%)	職名	(人)		(人)	(%)	段階	
1級	1 船舶(甲)又は船舶(乙)の航海士、機関士又は通信士の職務 2 船舶(丙)の船長又は機関長の職務	5	11.1	三等航海士	1					
				二等航海士 機関長	3 1					計
2級	1 船舶(甲)又は船舶(乙)の一等航海士、一等機関士又は通信長の職務 2 船舶(甲)又は船舶(乙)の相当高度の技術、知識又は経験を必要とする航海士、機関士又は通信士の職務 3 船舶(丙)の困難な業務を行う船長又は機関長の職務	4	8.9	通信士	1			17	37.8	二等航海士
				通信長 船長 機関長	1 1 1					
3級	1 船舶(甲)又は船舶(乙)の相当高度の技術、知識又は経験を必要とする一等航海士、一等機関士又は通信長の職務 2 船舶(甲)又は船舶(乙)の高度の技術、知識又は経験を必要とする航海士、機関士又は通信士の職務	10	22.2	三等機関士	1					
				二等航海士 通信士 船長 機関長 一等機関士 機関長	3 1 2 1 1 1					
4級	1 船舶(甲)又は船舶(乙)の船長又は機関長の職務 2 船舶(甲)又は船舶(乙)の高度の技術、知識又は経験を必要とする一等航海士、一等機関士又は通信長の職務	26	57.8	二等機関士	1		(1)	1	2.2	二等航海士
				一等航海士 一等機関士 通信長 船長 機関長	3 3 1 10 8					
5級	船舶(甲)の困難な業務を行う船長又は機関長の職務	0	0.0					7	15.6	一等航海士
				計	0					
合計		45	100.0					18	40.0	船長
		(3)								

注)合計欄及び内訳欄のカッコ書きの人数については、再任用職員を内数として記載備考

1 この表において「船舶(甲)」とは、遠洋区域を航行区域とする総トン数200トン以上の船舶又は近海区域を航行区域とする総トン数300トン以上の船舶をいう。

2 この表において「船舶(乙)」とは、遠洋区域を航行区域とする総トン数50トン以上200トン未満の船舶、近海区域を航行区域とする総トン数50トン以上300トン未満の船舶又は沿海区域を航行区域とする船舶で人事委員会の定めるものをいう。

3 この表において「船舶(丙)」とは、備考の1及び2に掲げる船舶以外の船舶をいう。

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数(令和4年4月1日現在)

福祉職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		うち再任用 (人)	職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)		(人)	(%)	段階
1級	児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員又は保育士(以下「児童自立支援専門員等」という。)の職務	119	53.6	児童指導員	65	(0)	179	80.6	児童指導員
				保育士	42				
				児童自立支援専門員	2				
				児童生活支援員	10				
計	119								
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする児童自立支援専門員等の職務	44	19.8	児童指導員	11	(0)	179	80.6	児童指導員
				保育士	19				
				児童自立支援専門員	12				
				児童生活支援員	2				
計	44								
3級	1 生活指導員である副主査の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする児童自立支援専門員等の職務	16	7.2	児童指導員	4	(2)	179	80.6	児童指導員
				保育士	10				
				児童自立支援専門員	1				
				児童生活支援員	1				
計	16								
4級	1 出先機関の次長又は課長の職務 2 上席児童自立支援専門員、上席児童指導員、上席児童生活支援員又は上席保育士の職務 3 生活指導員である主査の職務	43	19.4	上席児童指導員	7	(4)	29	13.1	上席児童指導員
				上席児童自立支援専門員	1				
				上席児童生活支援員	1		14	6.3	出先機関の課長
				上席保育士	19				
				主査	1				
				児童相談所課長	7				
				生実学校課長	2				
				富浦学園課長	2				
副主幹	3								
計	43								
5級	出先機関の困難な業務を行う次長の職務	0	0.0			(0)	0	0.0	出先機関の次長
6級	出先機関の特に困難な業務を行う次長の職務	0	0.0			(0)	0	0.0	出先機関の次長
合計		222	100.0			(0)			
		(6)							

注)合計欄及び内訳欄のカッコ書きの人数については、再任用職員を内数として記載

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数(令和4年4月1日現在)

技能労務職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		うち再任用		職制上の段階			
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(人)	(%)	段階		
1級	守衛・船員・運転手・用務員・動物指導員・調理員・農業技術員・畜産技術員・林業技術員・水産技術員・港湾監視員・事務員の職務	10	3.2	農業技術員 畜産技術員	3 7						
				計	10	(0)					
2級	高度の技能又は経験を必要とする守衛・船員・運転手・用務員・動物指導員・調理員・農業技術員・畜産技術員・林業技術員・水産技術員・港湾監視員・事務員の職務	2	0.7	畜産技術員	2			12	3.9	主任以外の職	
				計	2	(0)					
3級	主任守衛・主任船員・主任運転手・主任用務員・主任動物指導員・主任調理員・主任農業技術員・主任畜産技術員・主任林業技術員・主任水産技術員・主任港湾監視員・主任事務員の職務	3	1.0	主任運転技師 主任用務員 主任動物指導員	1 1 1						
				計	3	(0)					
4級	高度の技能又は経験を必要とする主任守衛・主任船員・主任運転手・主任用務員・主任動物指導員・主任調理員・主任農業技術員・主任畜産技術員・主任林業技術員・主任水産技術員・主任港湾監視員・主任事務員並びに主任運転技師の職務	178	57.6	主任守衛 主任用務員 主任動物指導員 主任調理員 主任農業技術員 主任畜産技術員 主任林業技術員 主任水産技術員 主任運転技師 主任学校農業技能員 主任介助員 主任学校技能員 主任電話交換手 主任事務員	7 5 10 7 39 17 7 3 21 2 11 42 6 1	(3) (1) (2) (2) (23) (9) (6) (2) (13) (2) (9) (28) (3) (1)		297	96.1	主任の職	
				計	178	(104)					
5級	特に高度の技能又は経験を必要とする主任守衛・主任船員・主任運転手・主任用務員・主任動物指導員・主任調理員・主任農業技術員・主任畜産技術員・主任林業技術員・主任水産技術員・主任港湾監視員・主任事務員並びに高度の技能又は経験を必要とする主任運転技師の職務	116	37.5	主任守衛 主任動物指導員 主任農業技術員 主任畜産技術員 主任林業技術員 主任運転技師 主任事務員 主任学校農業技能員 主任介助員 主任学校技能員 主任調理員 主任電話交換手	2 7 37 18 3 5 1 2 10 20 8 3						
				計	116	(0)					
	合計	309 (104)	100.0								

(注)合計欄及び内訳欄のカッコ書きの人数については、再任用職員を内数として記載

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数(令和4年4月1日現在)

海事技能労務職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳			職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	うち再任用 (人)	(人)	(%)	段階
特1級	船員の職務	7	30.4	船員	4		9	39.1	主任以外の職
				船舶員	3				
				計	7	(0)			
1級	困難な業務を処理する船員の職務	2	8.7	船員	1		14	60.9	主任の職
				船舶員	1				
				計	2	(0)			
2級	主任船員の職務	4	17.4	船員	1		14	60.9	主任の職
				主任船舶員	3				
				計	4	(0)			
3級	困難な業務を処理する主任船員の職務	10	43.5	主任船員	6	(1)	14	60.9	主任の職
				主任船舶員	4	(2)			
				計	10	(3)			
合計		23	100.0						
		(3)							

注)合計欄及び内訳欄のカッコ書きの人数については、再任用職員を内数として記載

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数(令和4年4月1日現在)

特定任期付職員

号給	任期付職員の採用等に関する条例 に規定する基準となる職務	合計	
		(人)	(%)
1号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を 活用して業務に従事する場合		0.0
2号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を 活用して困難な業務に従事する場合		0.0
3号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を 活用して特に困難な業務に従事する場合		0.0
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を 活用して特に困難な業務に従事する場合		0.0
5号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を 活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	2	100.0
6号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する 者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要な ものに従事する場合		0.0
7号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する 者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重 要なものに従事する場合		0.0
合計		2	100.0

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数(令和4年4月1日現在)

第一号任期付研究員

号給	任期付研究員の採用等に関する条例 に規定する基準となる職務	合計	
		(人)	(%)
1号給	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合		0.0
2号給	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合		0.0
3号給	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合		0.0
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合		0.0
5号給	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合		0.0
6号給	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合		0.0
合計		0	0.0

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数(令和4年4月1日現在)

第二号任期付研究員

号給	任期付研究員の採用等に関する条例 に規定する基準となる職務	合計	
		(人)	(%)
1号給	博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合		0.0
2号給	博士課程修了後、特別研究員制度(特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。)等により数年にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合		0.0
3号給	博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合		0.0
合計		0	0.0